

第3次 笠岡市人権施策基本方針

誰もがお互いを認め合い

共に支え共に生きる

人権感覚あふれるまち

令和6(2024)年3月改定

笠 岡 市

はじめに

すべての人はかけがえのない存在であり、一人ひとりが個性と能力を生かし自分の生き方を自ら選択する権利を持っています。それが「人権」であり、誰もが生まれながらにして持っており、VUCAと言われる予測不能な現代社会を生きる私たちに最も重要で尊重されるべき権利です。

国際社会が目標とするSDGs（持続可能な開発目標）においては、「誰一人取り残さない」ことが宣言され、17のゴールと169のターゲットは「人権尊重」が基礎になっています。特に、「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「16 平和と公正をすべての人に」は人権施策の推進に直接関係している目標です。

笠岡市では、市民の人権意識の高揚を図るため、平成8(1996)年3月に「人権尊重の都市宣言」を行い、平成14(2002)年4月には「笠岡市人権尊重の都市づくり条例」を施行しました。条例に基づき、平成16(2004)年3月に「笠岡市人権施策基本方針」を策定し、その後、平成26(2014)年3月に改訂し、人権尊重の理念を基礎としたまちづくりを推進してきました。

市民の皆様の御協力により人権尊重の理念が浸透してきているものの、現実には依然として差別や偏見が存在しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって生じた差別的な言動、インターネットやSNSを使った誹謗中傷やプライバシーの侵害、様々なハラスメントや性暴力といった新たな人権課題も顕在化しています。さらに、世界に目を向ければロシアによるウクライナ侵攻や台湾有事、北朝鮮による核・ミサイル開発など軍事衝突のリスクが高まっています。

そのような社会情勢の中で時代の変化に柔軟に適応し、私たち一人ひとりが幸せを実感するためには、お互いの違いを受入れ多様性を認め合う共生社会の実現が求められています。そのため、本方針に基づき、すべての市民が幸せを実感できる人権尊重の笠岡市を創造してまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和6（2024）年3月

笠岡市長 小林 嘉文

目 次

第1章	人権施策基本方針の改訂にあたって	1
1	基本方針指針改訂の趣旨	1
2	基本方針の位置づけ	1
3	国・県の動き	1
4	本市の取組	2
第2章	人権施策の基本的な考え方	3
1	基本理念	3
2	基本目標	3
第3章	分野別施策の推進	5
1	女性	5
2	子ども	7
3	高齢者	10
4	障がいのある人	12
5	同和問題	14
6	在住外国人	16
7	患者等	18
8	インターネットによる人権侵害	20
9	性的マイノリティ	22
10	様々な人権問題	24
	(1) ハラスメント	24
	(2) 犯罪被害者等	24
	(3) 刑を終えて出所した人	25
	(4) 自殺問題	25
	(5) 被災者	25
	(6) 拉致問題	26
	(7) その他の人権	26

第1章 人権施策基本方針の改訂にあたって

1 基本方針指針改訂の趣旨

「人権」とは、社会に生きる私たちが一人の人間として尊重され、誰からも差別を受けることがなく、みんなが平等で自由であり、幸せを求める権利です。そして、私たちが自分らしく生きていくためには、人権が尊重された社会でなければなりません。そのためには、一人ひとりの違いを認め、多様な人々で社会が成り立っていることを認識し、互いに支えあう共生社会の実現が求められます。

笠岡市では、基本的人権が尊重されたまちづくりを目指して、平成16(2004)年3月に笠岡市人権施策基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定しました。この基本方針に基づき、①人権に関する意識の高揚 ②互いの人権を尊重する社会的風土づくり ③ノーマライゼーションの普及・推進 ④差別や不合理な格差の払拭 ⑤相談・支援・救済等の5項目を重点項目に掲げ人権施策を推進してきました。平成26(2014)年3月には、策定の10年後には方針を改訂し、女性、子ども、高齢者、障がい者などの人権課題に新たに犯罪被害者等や性同一性障がい等を加え、人権施策の推進を図ってきました。

それから10年が経過し、社会の急速な変化に伴い人々の意識も変化する中で、人権課題は多様化・複雑化してきています。さらに、インターネットやSNSでの誹謗中傷や差別的投稿、性的マイノリティに対する偏見、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷など新たな人権課題が生じています。

そのため、時代の変化にともなう社会情勢を的確にとらえ、人権施策をより一層推進することで、市民の人権意識の高揚を図り「人権尊重の都市 笠岡」の実現を目指すため、基本方針を改訂することとしました。

2 基本方針の位置づけ

基本方針は、「笠岡市人権尊重の都市づくり条例」第4条に規定されるもので、第7次笠岡市総合計画の基本計画に定められている人権・男女共同参画・平和の分野における個別計画と位置づけます。そして、人権施策の推進に関するガイドラインとして、市全体の施策に対する基本理念や施策の方向性を示しています。

また、第5次岡山県人権政策推進指針とも整合性を図り、施策の推進にあたっては県と連携を図ります。

3 国・県の動き

昭和 22(1947)年に施行された日本国憲法では、第 11 条で基本的人権を保障しており、条文には「自由権」、「平等権」、「社会権」など様々な人権が規定されています。国は基本的人権を担保するため、人権に関する国際条約等を締結するとともに人権に関する国内法を制定し、これに基づき人権に関する施策を推進してきました。

人権教育・啓発については、国連での「人権教育のための国連 10 年」を受け、平成 9(1997)年に「国内行動計画」が策定され、さらに平成 12(2000)年には、国や地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、平成 14(2002)年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国は人権尊重の社会に向けて、人権施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

県においては、平成 13(2001)年に人権全般を視野に入れた「岡山県人権政策推進指針」を策定し、以来 5 年ごとに指針の見直しを行っています。この指針に基づき、国や県内の市町村と連携・協力のもと、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方を県政の様々な分野に取り入れるなど、人権施策を総合的に推進しています。

4 本市の取組

笠岡市では、平成 8(1996)年に「人権尊重の都市宣言」を行い、平成 14(2002)年には、「笠岡市人権尊重の都市づくり条例」を施行しました。また、人権全般を視野に入れた総合的な施策を推進するために、平成 16(2004)年に「人権施策基本方針」を策定し、平成 26(2014)年に改訂しました。

人権の視点を市政全般に反映し総合的な施策を推進するため、庁内では副市長をトップとする人権施策推進チームを設置し、また、各課には人権・男女共同参画担当職員を配置しています。さらに、外部有識者等で構成する人権施策推進委員会を組織し、幅広い意見を行政施策に反映させています。

第2章 人権施策の基本的な考え方

1 基本理念

誰もがお互いを認め合い、共に支え共に生きる、人権感覚あふれるまち

現代社会は、少子高齢化に伴う人口減少、インターネットやAIの進展など時代の急激な変化に伴い新たな人権課題が生じるなど、人権を取り巻く状況が大きく変化してきています。そのような状況の中で、市民一人ひとりが住み慣れた地域で個性と能力を発揮して自分らしく暮らすことができる社会が求められています。そのためには、性別、年齢、国籍、個人の価値観など多様性を認め合う「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン」の実現を目指し、市民一人ひとりが人権意識を高め主体的に行動する必要があります。

そこで、人権施策を推進する基本理念を「誰もがお互いを認め合い、共に支え共に生きる、人権感覚あふれるまち」とし、あらゆる行政施策に人権尊重の視点を取り入れ展開していきます。

2 基本目標

基本理念に基づき、次の3つを基本目標として設定します。

(1) 人権尊重を基本にした施策の推進

市民一人ひとりが、心身ともに健康で幸福な状態である「ウェルビーイング」を実感するためには、あらゆる市の施策が人権尊重の視点に基づいて立案されなければなりません。そのため、人権尊重を市政運営の基本に据えて様々な施策を推進します。

(2) 人権を常に意識する人づくり

市民の誰もがお互いを認め合い、共に支え共に生きるためには、「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン」の実現が重要です。市民の皆さんが常に人権感覚を磨き人権意識を高いレベルで維持するため、あらゆる場面で市民への人権教育・啓発活動を推進します。

(3) 人権文化が根付いた地域づくり

人権感覚にあふれる地域づくりは、地域に暮らす市民一人ひとりの人権感覚が豊かで、多様な人々を認め合うことから始まります。そのため、お互いの違いを認めることで地

域の中で個性と能力を発揮して生きることができる社会を目指し、人権文化が根付いた地域づくりを推進します。

(4) 相談・支援体制の充実

差別や誹謗中傷、配偶者等からの暴力（DV）、虐待、ハラスメントなど人権侵害の被害を受けた人への相談・支援は、被害者が自立した社会生活を送るうえで非常に重要です。そのため、被害者に最適な支援を行うため、職員の資質の向上を図るとともに国・県の関係機関や庁内の関係各課との連携を強化します。また、複合的な支援に対応するため、民間団体との連携を強化します。

第3章 分野別施策の推進

1 女性

現状と課題

女性の地位向上や社会参画の推進に向けた動きとして、昭和 60(1985)年に雇用の分野における性別を理由とした差別を禁止し、男女の平等な扱いを定めた「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)が制定されました。さらに、平成 11(1999)年には男女共同参画の社会の形成についての基本理念とその方向性を示した「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律に基づき、平成 12(2000)年には「男女共同参画基本計画」が策定されています。

平成 13(2001)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)が施行されました。令和 5(2023)年に改正され、保護命令制度が拡充し保護命令違反が厳罰化されています。

平成 27(2015)年には、女性が職業生活において能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が制定されました。このように、女性の社会的地位向上や活躍に向けた法整備が進められてきました。

しかし、世界経済フォーラムが毎年公表する男女格差の国際比較である「ジェンダーギャップ指数」では下位に低迷しており、グローバルの視点では女性の社会進出は遅れています。

本市においては、令和 4(2022)年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」で、社会全体で男性が優遇されていると回答した割合が 76.1%に上り、男性が優遇されている原因として「男女の役割分担についての社会通念、慣習などが根強い」の回答が 84.3%と最も多く、固定的性別役割分担意識が払拭されていない現状があります。

このような現状を変革させるため、笠岡市では令和 5(2023)年 3月に「第 5次笠岡市男女共同参画基本計画」を策定しました。計画に基づき、男女共同参画に向けた意識の変革と高揚を図り、あらゆる場面で男女間の格差を解消し女性の参画拡大を促進することで、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

基本方針

すべての人が性別に関わりなく、お互いに尊重し認め合うことで個性と能力を発揮し

て、自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

そのため、男女共同参画に対する意識の変革と高揚，女性活躍の推進，あらゆる暴力の根絶，多様性を認め合う社会の実現に向けて総合的に施策を推進します。

施策の方向

(1) 男女共同参画を強く意識する社会づくり

男女共同参画に向けた法整備が進められ，男女共同参画に対する市民の意識も少しずつ高まってきていますが，家庭や社会の中で，依然として固定的性別役割分担意識や，アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見や思い込み）が残っています。

市民一人ひとりが男女共同参画を強く意識する社会に向けて，お互いを認め合う意識と多様性への理解の促進のための教育・啓発を推進します。

(2) 働く場における男女共同参画の推進

働く場において，長時間労働の解消や固定的性別役割分担意識を改め，男女間の格差を解消し，計画の立案など初期段階から男女が対等な立場で参画する環境づくりを推進します。

また，育児や介護などのライフステージに応じた多様な働き方ができるよう，ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに，男性の家事・育児の参加を促進し家庭におけるジェンダー平等を推進します。

(3) 女性に対する暴力を根絶し安心して暮らせる社会づくり

DVや性暴力など女性に対する暴力は，精神的・肉体的に深く傷つけ人権を侵害する犯罪行為であるため，被害者の相談支援体制を充実するとともに，自立に向けて民間団体を含め関係機関との連携を強化します。

DVやデートDV，性被害の加害者，被害者，傍観者にならないために，学校等で若年層に向けての教育・啓発を推進します。

2 子ども

現状と課題

昭和 22(1947)年に制定された「児童福祉法」は、児童が良好な環境において生まれ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律で、これに基づき諸施策が進められてきました。

平成元(1989)年には、国連総会において「子どもの権利条約」が採択されました。この条約は子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、18歳未満の児童を権利をもつ主体と位置づけ、子どもの生存・発達・保護・参加などに関わるさまざまな権利を具体的に定めています。日本は、平成 6(1994)年に批准し、この趣旨を反映して平成 12(2000)年には「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)が成立するなど、子どもの権利擁護に関する法律の整備と施策の充実が図られてきました。

そして、平成 25(2013)年には、児童生徒の深刻な問題である「いじめ」対策として、「いじめ防止対策推進法」と子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るために「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策法)が制定されました。

さらに、令和 5(2023)年 4 月 1 日にこども家庭庁が発足し、同時に、こども施策の基本理念を定めた「こども基本法」が施行されました。また、同年 12 月には、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項を定めた「こども大綱」が策定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられました。

しかし、子どもの人権を侵害するいじめの認知件数や児童虐待の対応件数は増加しています。さらに、不登校やひきこもり、子どもの貧困、ヤングケアラー、児童ポルノ等の性被害など、子どもを取り巻く環境はますます厳しさを増しており、深刻な社会問題になっています。

笠岡市では、家庭の困り事における身近な相談窓口として、また、支援が必要な家庭の早期発見・早期対応から児童虐待の未然防止、再発防止に至るまでの切れ目のない対応を行うことを目的に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、養育が気になる子どもや家庭について把握した後、社会福祉士や子ども家庭支援員等の専門職が、その子どもや家庭にとって必要な支援を行っています。近年、社会情勢の変化により、貧困や引きこもり、虐待、介護など複数の問題を抱えるケースが増えており、関係機関が情報を共有し連携した支援を行う必要があることから、民間団体を含めたネットワークづくりや人

材育成，市民への啓発活動が重要になっています。

基本方針

「笠岡市子ども条例」「笠岡市子どもを虐待から守る条例」等に基づき，全ての子どもが一人の人間として人権が尊重され，心身ともに健やかに成長し自己実現を図ることができる社会を，家庭，学校，地域社会が一体となって目指します。

様々な課題を抱える子どもや保護者等を支援するため，関係機関と連携し課題の解決に向けた相談・支援体制を強化します。

施策の方向

(1) 子どもの人権に関する啓発の推進と市民意識の高揚

児童虐待やいじめなど，子どもの人権侵害を未然に防ぐための関係法令をはじめ，子どもが夢と希望を持ち，心豊かに育つことを目指す「笠岡市子ども条例」など社会制度について周知を図るとともに，不登校や子どもの貧困，ヤングケアラーなどの課題も含め，家庭，学校，地域社会，企業などが，課題解決に向けたそれぞれの役割と責任を自覚し，子どもが健やかに育つための環境づくりに努めるよう，市民意識の高揚を図ります。

(2) 子育て支援の推進

妊娠期から子育て期を中心に切れ目のない支援を行う「笠岡市子ども家庭総合支援拠点」を中心に，母子保健の推進，育児の相談支援体制を強化し，子どもが自尊心をもって自分の個性や能力を最大限に伸ばせる環境づくりに努めます。

また，個人の価値観や雇用形態の多様化などを踏まえ，家庭や地域，企業などが連携し，子育てを行う家庭が仕事と子育てを両立し，ウェルビーイングを高めることができるよう，ワーク・ライフ・バランスのとれたライフスタイルを推進します。

(3) 児童虐待の予防と早期発見に向けた取組

笠岡市要保護児童対策地域協議会を中心に，児童相談所など関係機関との連携を強化し情報共有を図ることで，児童虐待の予防及び早期発見，早期支援に努め，子どもが自立するまで切れ目のない総合的な支援を強力に推進します。

児童虐待を未然に防ぐために，保護者や子どもが抱えるリスクを把握し，適切な支援を行うためのネットワークづくりや人材育成等を推進し，相談・支援体制を強化します。

(4) 子どもを守り支援する体制づくり

いじめや不登校，貧困，ヤングケアラー，障がいなど，子どもが抱える課題を早期に発見し適切に対応するために，相談・支援を行う関係機関との連携を強化します。市内においても課題を抱える子どもの支援を行う民間団体との連携・協力が効果を生んでいることから，行政機関をはじめ民間団体とも連携を図り，成長に応じた切れ目のない支援を行うことで，子どもたちが夢と希望をもって成長できる環境づくりを推進します。

3 高齢者

現状と課題

我が国では、平均寿命の延伸や少子化を背景に少子高齢化が進行しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、総人口が減少する中で高齢者が増加するため高齢化率は令和 47(2065)年には 38.4%に達し、約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上になるとされています。笠岡市においては令和 22(2040)年度には 45.8%になると推計されています。

高齢化が急速に進む中で、多年にわたり社会の発展のために貢献してきた高齢者が尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域や家庭で心豊かに生活し続けることは極めて大切です。こうした中、平成 18(2006)年には高齢者の尊厳の保持の重要性から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、平成 24(2012)年には市町村が市民後見人の育成活用等にも努めるよう「老人福祉法」の一部が改正されました。また、令和元(2019)年には認知症の人と共に生きる「共生」と、認知症の発症や進行を遅らせる「予防」を両軸とした「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ各種施策に取り組んでいます。

しかしながら、寝たきりや認知症など介護を要する高齢者の増加、介護の長期化や重度化等による家族介護者の身体的・精神的・経済的負担の増大といったことに加え、所在不明や虐待、振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害など高齢者の人権や尊厳が脅かされるような問題が顕在化しています。

そのため、人生 100 年時代を迎え、高齢者が地域の中で安心して暮らすことができるよう、本人や家族の相談・支援体制を充実させるとともに、地域住民が高齢者の自立と尊厳を尊重する意識を高め、お互いに支え合う社会の実現が求められています。

基本方針

高齢者の多くは、住み慣れた地域や家庭で健康で安心して暮らすことを望んでいます。そのため、笠岡市高齢者福祉推進計画・笠岡市介護保険事業計画に基づき、いつまでも生きがいを持ち続け、地域社会の一員として自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援等、地域の包括的な支援やサービス提供体制の構築を推進するとともに、権利擁護制度の活用など、高齢者の人権に配慮した自立支援を促進します。

施策の方向

- (1) 安心して充実した生活に向けた体制整備

住み慣れた地域で自分らしい生活を維持することができるよう、医療、介護、福祉のサービスが切れ目なく提供できる体制の強化に努めます。

また、地域の中で生きがいを持ちいつまでも自分らしい生活ができるよう、仲間づくりや健康づくりなどにつながる活動を推進するとともに、地域社会での役割を持ち社会との関わりを維持できるよう高齢者の社会参画を促進します。

(2) 高齢者虐待の対策

高齢者虐待の未然防止に向けて、高齢者への理解と人権擁護の意識を高める啓発を推進します。また、虐待事例の早期発見・早期対応のために地域や関係機関との連携し、相談支援体制の充実を図るとともに、虐待を受けた高齢者やその養護者に対し適切な支援を行います。

(3) 権利擁護の推進

高齢者の尊厳を守り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者虐待の防止の他、成年後見制度の利用促進、特殊詐欺や悪質商法等による消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。

(4) 認知症の理解促進と地域で支える体制整備

認知症になっても地域で安心して暮らすことができるよう、認知症に対する理解を深め、地域での見守りや支援の輪を広げるための啓発を進め支援体制の充実に努めます。

また、認知症の人やその家族等が適切な支援を受けられるよう、相談支援体制を強化します。

4 障がいのある人

現状と課題

障がいのある人は、家庭や地域社会の中で生活したり、自分の能力を發揮して積極的に社会に参画することへの強い願望があっても、現実には社会に存在する様々な障壁のために、日常生活に不便を感じたり社会参画が困難であったり、さらに希望する仕事に就くことが難しい状況などがあります。

このため、平成 23(2011)年には「障害者基本法」が改正され共生社会の実現や差別の禁止等が新たに規定されました。また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)等、法律や制度の整備が順次行われてきました。

雇用については、障がいのある人がその適正と能力に応じて働くことができるよう、均等な機会、待遇の確保など雇用の促進等の措置が図られており、雇用率の引き上げや算定基礎の見直しなどの制度改正が行われています。しかし、雇用者側の障がいに対する理解や認識が十分でないために能力を活かす仕事に就けないこともあり、障害がある人の就労には一層の理解と就労環境の改善が求められています。

障がいのある人が社会で暮らすうえで4つのバリア(障壁)があると言われています。道路や建物にある段差やエレベーターが設置されていない等の「物理的なバリア」、就職や資格試験などで受験が制限される等の「制度上のバリア」、音声のみのアナウンス等、情報伝達が不十分で情報が平等に得られない「文化・情報面でのバリア」、周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心等、障がいのある人を受け入れない「意識上のバリア」は、障がいのある人に差別や偏見、さらに社会の中での不平等を生み出しているため、障がいに対する理解を深めそれぞれのバリアを取り除くことは社会の課題であり、早急な解決が求められています。

基本方針

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、「障害者差別解消法」に基づき、不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮の提供など、障がい者の差別解消と人権尊重に向けた取組を推進します。

地域社会での生活を充実するために必要な情報やサービスを享受し、自分らしい生活が送れるよう、自らの選択の尊重、希望する仕事への就労、生活環境の整備等の施策を推進します。

さらに、福祉、保健、医療、教育、就労などの幅広い分野において、本人のニーズに

応じた総合的かつ継続的なサービスを提供し、障がいのある人の自立と社会参画を図ります。

施策の方向

(1) 相談支援体制の強化と障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が自分らしい生活が送れるように、障がいのある人及びその家族等の相談に応じ、適切な支援をするため関係機関と連携を図り障がいの特性に応じた相談支援体制の強化を図ります。さらに、共生社会の理念のもと、地域社会で生活するため多様できめ細かな障がい福祉サービスの充実を図ります。

また、地域で暮らすためには住民の理解が必要なことから、障がいのある人の社会参加に関する総合的な理解や支援が促進されるよう、関係機関と連携を密にして啓発を推進します。

(2) 権利擁護の推進

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、虐待の防止や早期発見及び対応に向けた体制の強化に努めます。さらに、成年後見制度の利用を促進し、財産の適正な管理を支援します。

(3) 就労の推進

障がいのある人が、生きがいをもって充実した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し障がい者雇用に関する啓発を進め理解を促進することで、円滑に就労移行ができるよう支援します。また、障がいを理由とする不当な差別的な扱いの禁止や、障がいのある人が働くための合理的配慮などについて啓発・周知を図ることで、障がいのある人もない人も共に働く機会の実現と均等な待遇確保の実現を目指します。

(4) バリアフリー社会の推進

障がいのある人への偏見や差別、無関心など、「意識上のバリア」のない社会を実現するため、障がいを正しく理解するための教育・啓発を推進します。

安全で快適な生活と社会参加促進のため、建物、道路、公園、公共機関等にバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進し、施設整備や情報のバリアフリー化に努めます。

5 同和問題

現状と課題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形成された身分制度による差別であり、憲法で保障された基本的人権にかかわる課題です。

昭和 40(1965)年の同和対策審議会答申において、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」また、「部落差別が現存するかぎり同和行政は積極的に推進されなければならない」とされました。これを受けて昭和 44(1969)年に制定された「同和対策事業特別措置法」をはじめ、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、合わせて「特別法」という。)に基づき、同和問題の早期解決に向けて 33 年間にわたり様々な施策を実施してきました。

これらの施策と人々の努力によって、生活環境の改善や就職・教育の機会均等など実態的差別の解消に向けた取組は成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されるとともに、同和問題についての理解と認識も進んできました。平成 14(2002)年 3 月末に特別法に基づく同和対策がすべて終了した後、同和問題の解決に向けた施策は一般対策において取り組んでいます。

しかし、全国的にはインターネット上での差別的な書き込みなど、依然として部落差別が存在していることから、平成 28(2016)年には、部落差別の解消を推進し部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が制定されました。

情報化の進展に伴いインターネット上での差別事象が跡を絶たないことなど、同和問題が解決していない状況を踏まえ、同和問題を正しく理解するための取組が必要となっています。

基本方針

同和問題の解決のためには、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、市民一人ひとりが正しく理解し認識を深め、解決に向けて行動することが重要です。そのため、部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ、差別意識の解消に向けた人権教育・啓発を推進します。

また、隣保館を中心に地域住民の社会参画を促進するとともに、保健・福祉の充実に努めます。

施策の方向

(1) 教育・啓発の推進

差別意識解消のため、一人ひとりが同和問題についての理解と認識を深めるとともに、日常生活で生かせる人権感覚を身に付けることができるよう、人権教育・啓発を推進し、部落差別の解消に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

吉田文化会館を中心に、地域住民の生活基盤の安定や保健・福祉の向上、人権擁護を推進するため、関係機関と連携し相談支援体制の充実を図ります。

(3) SNS等での差別事象への対応

SNS等での差別的な投稿や書き込みなどの実態把握に努め、悪質な誹謗中傷や差別事象には削除要請を行うなど適切に対応します。

6 在住外国人

現状と課題

人口減少や高齢化が急速に進行する一方で、経済をはじめとする様々な分野でのグローバル化や生産年齢人口の減少に伴う労働力不足に伴い、在住外国人が増加しています。

笠岡市においては、国際交流協会を中心に多文化共生社会づくりに向けて在住外国人支援のための各種施策を推進してきました。

しかし、在住外国人の中には言葉が通じないことや、文化や生活習慣の違いが理解されない、日本語以外の情報が少なく日常生活や仕事をする上で様々な困難が生じています。また、外国人に対する無理解から偏見や差別事象が生じています。

国内では、外国人労働者の増加とともに長時間勤務や重労働など過酷な労働環境に置かれたり、低賃金や賃金の未払い、さらにパワーハラスメントや虐待などの深刻な問題が起きています。

今後、在住外国人は益々増加することが予想されることから、差別や偏見をなくすために異なる文化や習慣などを互いの違いを認め理解することで、お互いを尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現が求められています。

基本方針

在住外国人が、地域社会の一員として社会に参画し、自分らしく生き活きと活躍できる多文化共生社会を築いていくためには、国籍、人種、民族、文化的背景などへの理解を深め、多様性を互いに認め合い尊重していくことが重要です。

このため、諸外国の歴史、文化、生活習慣などの情報提供などを通じて在住外国人への理解を深め多文化共生社会の実現に努めます。

また、多言語による生活情報の提供をはじめ、日本語学習や教育、就労、保健、医療、福祉など様々な場面での生活支援を推進します。

施策の方向

(1) 相互理解の促進

お互いの文化や生活習慣の相互理解を深め、差別や偏見を払しょくするための教育・啓発を推進し多文化共生社会の実現に努めます。また、関係のある海外の都市との相互交流を推進し、多様な文化を認め合うグローバルな視点を持つ人材の育成に努めます。

(2) 共生に向けたまちづくりの推進

日本語の習得が十分でない在住外国人が、地域で安心した生活を送ることができるよう、多言語による情報発信や「やさしい日本語」の使用に努めるとともに、日本語の学習機会を提供します。

在住外国人の児童生徒が授業を理解できるよう、日本語の習得機会を提供したり、学習支援等、教育相談体制の充実を図ります。

(3) 生活支援の充実

在住外国人が健康な生活を送るために、保健・医療などについて必要な情報を提供するほか、利用しやすい環境の整備に努めます。さらに、国民健康保険・国民年金制度の周知徹底を図ります。

また、適正な雇用を促進するため、ハローワークなど関係機関との連携を図り相談支援体制の充実に努めます。

災害時には、言葉の壁がある外国人被災者に向けて、多言語による災害関連情報の提供など、在住外国人の支援体制の充実を図ります。

7 患者等

現状と課題

医療技術の進歩と医療提供体制が整備されてきた一方で、感染症や難病、精神疾患などを正しく理解する取組が充分でないために、患者やその家族に対する偏見や差別事象が生じています。

エイズは、昭和 60(1985)年に最初の患者が発見されて以来、毎年患者は発生しており、令和 4(2022)年のH I V感染者とエイズ患者を合わせた年間新規報告数は 884 件になっています。H I V感染者やエイズ患者に対しては、疾患に対する正しい知識や理解の不足から依然として偏見や差別が存在しています。また、ハンセン病は昭和 6(1931)年の「らい予防法」により患者を療養所へ隔離する政策がとられ、患者や家族は厳しい偏見や差別を受けてきました。平成 8(1996)年に法律が廃止され強制隔離が終わった後も、入所者の多くは長年にわたる隔離により家族や親せきなどとの関係が断絶していることや、自身の高齢化等もあり、病気が完治していても社会復帰は困難で、ほとんどの人が療養所で生涯を過ごさざるを得ない状況にあります。

令和 2(2020)年に世界的に流行し始めた新型コロナウイルス感染症では、未知のウイルスであり感染への不安や恐れから患者や家族だけでなく、医療従事者等への誹謗中傷があり大きな社会問題となりました。このような状況から、国や各自治体では誹謗中傷や差別の防止に向けた啓発活動や相談支援が実施されました。

歴史を振り返ると新たな感染症によるパンデミックが繰り返し起きており、今後も起きる可能性は否定できません。そのため、誤った情報により病気に対する誹謗中傷や偏見・差別が起きないようにするため、病気について正しい知識の習得と理解の促進に向けて、市民に対して情報提供を行うなどの啓発活動の充実が必要です。

基本方針

H I V感染者やエイズ患者、さらには新たな感染症などの病気に対する誹謗中傷や偏見・差別を防ぐため、病気に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。また、行政窓口や病院等における対応において、患者に寄り添ってきめ細やかなプライバシー対策を行います。また、検査や治療にあたっては、関係機関と連携し安心して医療を受けることができる体制の整備に努めます。

施策の方向

- (1) 正しい知識の普及・啓発

病気や感染症は、病気に対する知識不足や偏見から、患者やその家族等が差別的な扱いを受けることがあるため、病気に関する正しい情報を提供しそれぞれの病気についての正しい理解と認識を深める取組を推進します。

また、新たな感染症に対しては、未知のウイルスによる不安からSNSなどを用いた差別事象が起きることが想定されることから、感染者の人権にも配慮しながら正しい知識や感染防止対策等を迅速に行い、差別の防止に向けた啓発や相談体制の整備に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

保健所や医療機関と協力して、患者や感染者が安心して医療を受けられるよう、プライバシーに配慮した相談・検査・診療体制の充実を図ります。また、プライバシーに配慮した相談体制を充実させるなど、患者の権利擁護に努めます。

(3) 社会参加と生活の支援

治療が長期にわたる病気では、病状を考慮しつつ地域の活動に参加することが健康上有効で、治療に良い効果をもたらすことがあります。このため、関係機関等と連携し、患者と地域社会との交流や社会参加の促進を図ります。

8 インターネットによる人権侵害

現状と課題

インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、簡単に情報発信ができるSNSなどで人権を侵害する投稿や書き込みが後を絶ちません。新型コロナウイルス感染症に関しては、感染者やその家族、さらに医療従事者などに対しインターネットやSNS上で誹謗中傷や差別的な書き込みが発生し、大きな社会問題になりました。

また、SNSやネットショッピングなどを利用することで、様々な個人情報がインターネットを介してやり取りされており、それを悪用し大量の個人情報が流出する事件も起こっています。今後もインターネットの利用が増大していくことが予想されるため、個人の私的な生活を他人の干渉から守り、日常生活を安全・安心に過ごすためプライバシーの保護は今まで以上に適切な対応が求められています。

この他にも、インターネットやSNSなどは匿名性が高く容易に発信できることから、特定の個人や団体等への誹謗中傷や差別的な書き込みが深刻化し、人権に関わる様々な問題が発生しています。

インターネットは、今後も技術的に進化し様々な分野で利用が広がることが予想されることから、インターネットを利用する一人ひとりが、使用する上での正しい知識を習得し、個人の責任とルールやモラルを正しく理解した上で情報の収集や発信をするよう教育や啓発活動の充実が重要です。

基本方針

市民一人ひとりがインターネットの利便性だけでなく、問題点や危険性を正しく理解し、モラルを守り適正な利用に向けた教育・啓発を推進します。

また、スマートフォンの使用が若年層にまで及んでいるため、いじめにつながるインターネット上の書き込み等、子どもを取り巻く問題に対し、保護者等への啓発に取り組み理解を促進するとともに、学校と家庭・地域が連携し、子どもを守る体制の構築を推進します。

施策の方向

(1) インターネットの利用に関するモラルの向上

インターネット上で、誹謗中傷や差別を助長するなど人権侵害となる情報を発信しないよう、一人ひとりがモラルを守りインターネットを正しく利用するための啓発を推進

し，人権侵害の防止を図ります。

(2) 適正なインターネットの利用に関する指導

児童生徒が安全にインターネットを利用するため，正しいモラルやマナーを学ぶための教育を推進するとともに，家庭や地域においても適切な利用に向けた啓発の充実を図ります。

(3) 相談支援体制の充実

インターネットやSNS上でのいじめや誹謗中傷，差別などの被害を受けた人を救済するため，関係機関と連携し相談・支援体制の充実を図ります。

9 性的マイノリティ

現状と課題

人間の性は、男・女の2つの性だけではなく、からだの性（生物学的性）、心の性（性自認）、好きになる性（性的指向）などの要素が組み合わさっており多様です。多様な性があることは認知が進んでいますが、LGBTQなど性的マイノリティの理解が十分とは言えない状況です。そのため、偏見の目で見られないようカミングアウトできず、自分を隠して暮らすなど、社会生活が困難な状況に置かれることがあります。

また、本人の同意を得ずに性的指向や性自認などを第三者に伝える「アウティング」が問題となっています。自分のことを伝えるか、伝えないかを決めるのは当事者であり、アウティングは、当事者にとって重大な人権侵害であることを強く認識する必要があります。

令和5(2023)年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が制定されました。この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養するとともに、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。また、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないとし、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

笠岡市では、令和4(2022)年度から「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入し、性の多様性を尊重することで、性的マイノリティの人がありのままの自分を表現し、自分の生き方を自由に選択できる社会づくりを推進しています。

基本方針

LGBT理解増進法の施行を契機に、性的マイノリティの人が性自認や性的指向等を理由とした偏見や差別を受けることなく自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する正しい知識と認識を深めるための教育・啓発を推進します。

施策の方向

(1) 性の多様性に関する理解の促進

多様な性のあり方に対する理解を深め、多様性を受け入れお互いに認め合うことで、差別や偏見、さらにアウティング等を防ぐための教育・啓発を推進します。

(2) 共生社会づくりの推進

性的マイノリティの当事者をはじめ、家族や事業所などからの悩みや困りごとについて、課題を解決するための相談・支援体制の強化に努めます。また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知や情報発信に努め、地域においても当該制度の認知を高め、同性パートナーと子どもが生きやすい共生社会の実現を目指します。

(3) 相談・支援体制の充実

当事者の方が抱える悩みは家族や友人に相談しにくい現状があるため、関係機関との連携を図り、課題の解決に向けた情報提供や孤立を防ぐなど相談・支援の充実を図ります。

10 様々な人権問題

(1) ハラスメント

ハラスメントとは、地域や職場など様々な場面での「嫌がらせ、いじめ」を意味し、他人に対して意図的に、あるいは意図せずに尊厳を傷つけたり不快にさせたりする言動や態度のことをいいます。

ハラスメントの種類は多岐にわたりますが、職場等で優越的な関係を背景とした嫌がらせの「パワー・ハラスメント」、性的嫌がらせの「セクシュアル・ハラスメント」、妊娠・出産・産休・育休などを理由に就業環境が害される「マタニティ・ハラスメント」、顧客からの不当で悪質なクレームの「カスタマー・ハラスメント」などが挙げられます。

企業等で起きるハラスメントは、被害者が精神的・身体的に健康被害を受ける可能性があります。また、職場でハラスメントが起きると従業員のモチベーションやエンゲージメントが低下することで労働環境が悪化し、生産性の低下や離職率の上昇につながる可能性があります。

国では、ハラスメントを防止し女性をはじめ誰もが活躍できる就業環境を整備するため、令和元(2019)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(女性活躍推進法等の一部改正)により、パワーハラスメント防止のため、事業主に相談体制の整備等、雇用管理上の措置を講じることの義務付けや、セクシュアルハラスメント等の防止対策が強化されました。

個人の尊厳を不当に傷つけるハラスメントは人権侵害行為であるため、あらゆるハラスメントに対する理解を深めハラスメントのない職場や地域の実現に向けて啓発活動を推進するとともに、ハラスメントを受けた人の相談・支援体制の充実を図ります。

(2) 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族・遺族は犯罪による直接的な被害にとどまらず、後遺症や精神的な不調を来したり心ない中傷を受けるなど、二次的被害に苦しめられることも少なくありません。犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域の中で平穏な生活を営むことができるよう、個人の尊厳が守られ生活を維持していくための様々な支援が必要です。

平成17(2005)年には、犯罪被害者等の権利・利益の保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」が施行され、法に基づき策定された「犯罪被害者等基本計画」により各種施策を総合的かつ計画的に推進しています。笠岡市においては「犯罪被害者等支援条例」及び「犯罪被害者等支援金支給要綱」に基づき犯罪被害者等が受けた被害からの回復及び軽減に向けた支援を行っています。

しかし、犯罪被害者等が抱える困難や課題について十分に理解されている状況ではないため、無関心や無理解、偏見などから犯罪被害者等は社会的に孤立することがあります。そのため、関係機関と連携を図り犯罪被害者等の相談・支援体制を強化するとともに、社会で安心して生活を送ることができるよう、市民の理解と配慮を深める取組を推進します。

(3) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別には根強いものがあり、社会復帰を目指す人たちにとって現実には厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、親族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

このため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、地域社会への復帰を促進するよう、更生保護活動を行う機関等と連携し啓発活動を推進するとともに、自立した生活に向けた相談支援体制の充実を図ります。

(4) 自殺問題

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、未然に防ぐことができる社会的な問題です。自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があります。自殺を予防するためには、社会的要因に対する働きかけとともに、精神保健上の問題について、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的に取り組む必要があります。

このため、様々な悩みを抱えている人の相談に応じ課題の解決を図り、自殺を未然に防ぐ対策の強化が求められています。自殺対策として、希望を持って生きることができるよう、過労や生活困窮、いじめや孤立などの「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因」を増やすため、生きがいの創出や居場所づくりなど、社会全体で自殺リスクを低下させるための取組を推進します。

また、自殺に対し正しく理解し、自殺未遂者や遺族に対する相談支援体制の周知に努めます。

(5) 被災者

東日本大震災や西日本豪雨等の大規模な災害では、高齢者、障がいのある人、妊産婦、子ども、外国人などの要配慮者を含む多くの人々が避難生活を強いられました。避難所生

活が長期化するにつれて、生活環境の変化による心身の機能低下への配慮、プライバシーの確保など、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズへの配慮が不足するなど、被災後の生活にも深刻な問題が生じました。

また、避難所生活では食事の用意や片付けなどが女性に割り振られる「固定的性別役割分担」が起きたり、プライバシーが十分に確保されていないため女性の着替えや授乳の場所がなかったり、さらには、女性がDVや性暴力を受けるといった深刻な人権侵害もありました。

今後、南海トラフ地震や気候変動に伴う大規模風水害の発生が懸念されているため、災害対策においては女性や高齢者、障がい者、子どもなど多様な視点を取り入れ、被災者の置かれた状況に応じた支援に努めるとともに、被災者をめぐる人権問題について、理解を深める啓発を推進します。

（6）拉致問題

北朝鮮による日本人の拉致問題は極めて重大な人権侵害であり、拉致被害者の一日も早い日本への帰国を実現させなければならない人権問題です。

政府は、1970年頃から1980年頃にかけて多発した北朝鮮による日本人拉致について、7人を拉致被害者と認定しています。さらに、北朝鮮による拉致の可能性を排除できないとして873名【令和3(2021)年11月現在】に関して、国内外からの情報収集や捜査・調査を続けています。

今なお安否不明な拉致被害者は、自由を奪われ北朝鮮に囚われているとされているため、日本国内においても被害者の帰国に向けた様々な活動が展開されています。拉致問題の一日も早い解決のため、市民が関心を持ち続け認識を深める取組を推進するとともに、拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人等の方々に対する偏見や差別につながらないよう啓発に努めます。

（7）その他の人権

（1）から（6）に掲げる課題のほか、6ヶ月以上にわたり家庭にいる「ひきこもり」、子どもが大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」、ホームレスや失業・病気などによる「生活困窮者」、世界で後を絶たない戦争や紛争で自国を追われた「避難民」、この他にも、「ひとり親家庭」、「個人情報保護」、「婚外子（非嫡出子）」、「アイヌの人々」などの人権問題があります。急速に時代が変化する社会情勢では、今後も新たな人権課題が生まれてくることも予想されます。すべての人々の人権が尊重され、個性

と能力を発揮できる社会を実現するため、人権教育・啓発を推進します。